

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年6月28日

【会社名】 トーカロ株式会社

【英訳名】 TOCALO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三船 法行

【本店の所在の場所】 神戸市東灘区深江北町四丁目13番4号

【電話番号】 078 - 411 - 5561(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 木村 一郎

【最寄りの連絡場所】 神戸市東灘区深江北町四丁目13番4号

【電話番号】 078 - 411 - 5561(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 木村 一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金 37円50銭 配当総額 569,958,450円

効力発生日 平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査体制の充実強化を図るため、現行定款第28条（監査役の員数）について、監査役の員数を現在の4名以内から5名以内に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第35条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役北秋廣幸の辞任に伴い、補欠として吉葉正行を選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、北秋廣幸、難波吉雄、吉田敏彦、中田琢也の4名を選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、京都監査法人を選任するものであります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額1億円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	120,043	108	26	(注) 1	可決 99.89
第2号議案 定款一部変更の件	119,871	280	26	(注) 2	可決 99.75
第3号議案 取締役1名選任の件	120,009	142	26	(注) 3	可決 99.86
第4号議案 監査役4名選任の件					
北 秋 廣 幸	116,649	3,502	26	(注) 3	可決 97.06
難 波 吉 雄	119,084	1,067	26		可決 99.09
吉 田 敏 彦	119,623	528	26		可決 99.54
中 田 琢 也	119,722	429	26		可決 99.62
第5号議案 会計監査人選任の件	119,959	106	112	(注) 1	可決 99.82
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	119,438	627	112	(注) 1	可決 99.39

- (注) 1 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主のうち議案への賛成、反対及び棄権について確認ができた一部の株主の議決権行使分により議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数については加算していません。